

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年4月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2300387 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2400006 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年8月30日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和61年8月30日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和61年8月30日から同年9月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年8月30日から同年9月1日まで

A社を昭和61年8月末日付で退職したにも関わらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年8月30日になっている。8月の給与で、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録がないのはおかしいので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者のA社の離職年月日は昭和61年8月31日であることが確認できる上、同僚は請求者が同日まで正社員として勤務していたと思う旨回答していることから、請求者は請求期間において同社に勤務していたものと認められる。

また、請求者は、A社に勤務していた全ての期間に係る給与明細書を所持しており、同社の厚生年金保険料の控除方法は当月控除と推認されるところ、昭和61年8月の当該明細書において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は令和3年12月2日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料はなく、自身が同社にまだ在籍前の時期であるため請求者を

知らない旨陳述、回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。